

【組合員期間等証明書】記入要領(令和7年7月改定)

<基本項目> (必須)

組合員番号	数字8桁の組合員番号を記入する
組合員氏名（フリガナ）	都共済で使用している本籍姓で記入する(通称姓使用者は旧氏名欄も記入)
旧氏名（フリガナ）	通称姓使用者は組合員氏名欄に本籍姓を記入したうえで、通称姓を記入する
性別	どちらかに○をつける
生年月日	和暦で記入する
基礎年金番号	数字10桁の基礎年金番号を記入する。空欄での提出不可。不明な場合は住所地のある年金事務所に本人が問い合わせること。

<1.組合員期間に関する事項> (必須) 最終所属が作成する。

資格取得年月日 ・資格喪失年月日	組合員原票や人事履歴等により、退職者の都共済組合員期間を確認し資格取得日（採用日）と資格喪失日（退職日の翌日）を記入する。（令和4年3月31日付退職は令和4年4月1日が資格喪失日です。） ・都共済において複数の組合員期間を保有する場合 退職者が今回の退職にかかる組合員期間と重複しない、都共済の組合員期間を過去に保有していた場合は、最初の資格取得日から今回の資格喪失日までの全ての期間について最終所属が証明すること。 （例）ア）平成2年4月1日都○○局採用、平成12年3月31日退職（組合員期間10年間） イ）令和2年4月1日A区採用、令和4年3月31日（組合員期間2年間） →この場合アとイの期間をイの所属機関（A区）が証明する。 ・複数の組合員期間を保有する場合の記入方法 連続しない複数の組合員期間や、連続した期間ではあるが、複数の所属に在籍していた場合等は、1行に全期間を通算して記載してもよいが、所属機関ごとに行を分けて記載し、備考欄に所属名を記載することを推奨する。 ・旧国鉄共済組合等、制度変更により都共済に加入した組合員の旧制度時代の組合員期間も都共済加入期間として最終所属が証明すること。（レアケースのためFAQを確認し回答が掲載されていない場合は、年金課にメールで問い合わせをすること。）
在職中	年金の給付事由の発生（在職老齢年金や障害年金等）が在職中であり、かつ在職中に証明する場合は、給付事由が発生した年月日を記入する。不明な場合は空欄で構わない。
備考	・組合員期間のうち「知事組合員」「特定消防組合員」「船員一般組合員」に該当する期間を保有する者は、一般組合員期間と区分して行を分けて記入し、備考欄に上記の組合員区分を記入すること。 ・組合員期間及び給付制限事項に関する証明は、昭和37年12月1日以降の期間について行うこと。

<2.給付制限に関する事項> (必須) 有無に○をつける。

給付制限の有無	給付制限事項を有する場合は、別紙「給付制限事項に関する証明書」を添付すること。
---------	---

<所属機関の長の証明欄> 本人は何も記入しないこと。

* 事務担当者向け確認事項

1 所属機関の長の証明は、退職日又は退職日から5開庁日内の日付とする。押印者は所属機関の長（局長・本部長、市場長、区長、管理者、理事長等）とする。公印押印の省略はできない。
2 事務担当者は、この組合員期間等証明書と同時に以下の書類を作成し提出すること。
・「退職届書」は例外を除き全員提出する。（例外：退職後に都共済の組合員資格（一般）が継続する場合。（例：一般退職後に再任用フルタイムに任用された場合等）
・「履歴書（任意様式）」は「退職届書」 2. 退職後に加入する年金制度の報告①又は②に該当する場合で、かつ平成27年9月以前の組合員期間を有する場合は提出する。（この場合、都共済の採用から退職までの組合員期間が平成27年10月以降のみの場合は提出不要。都職員の人事異動により公立学校共済東京支部への転出者は不要）
* 分からないことがあれば、まず「喪失FAQ」の該当箇所を確認し、掲載されていない場合は年金課へメールで問い合わせすること。（S9000063@section.metoro.tokyo.jp）電話での問合せ対応は実施していない。詳細は最新の通知文を参照。